## ○厚生労働省令第三十四号

医 薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第四十四条第 項及び第二項並びに第六十七条第 項の規定に基づき、 医薬品、 医療機器等  $\dot{O}$ 品質、 有効性

及び安全性 0 確保等に 関する法律 施行規則 の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の 部を改正する省令

医薬品、 医療機器 等  $\mathcal{O}$ 品質、 有効性及び安全性  $\mathcal{O}$ 確保等に関する法律施 行 規則 (昭 和三十六年厚生省令第

号)の一部を次の表のように改正する。

二十一〜五十五の五 九十六の二十九 九十六の二十八 六十~六十九の四 五十九の九~五十九の十二 五十九の八 五十五の七~五十九の七(略) 五十五の六 十二~二十の二 七十~九十六の二十七 二十の四・二十の五 十一の十五~十 六十九の六~六十九の十三 剤 ロキナゾリン―四―イル}酢酸 十九の五 キシ―五― (トリフルオロメチル) フエニル] ―三・四―ジヒド として二mg以下を含有するもの イル) ダゾールとして四 μ g以下を含有する注射剤 ニル)エチル]―一H―イミダゾール(別名デクスメデトミジン フタレ て二○○μg以下を含有するもの及び 二・三―ジメチルフエニル)エチル]―一H―イミダゾールとし ―メトキシフエニル)ピペラジン―一―イル] 兀 工 の製剤であつて、一バイアル中(+)-(S)-四-[1-= [一一(二・三一ジメチルフエニル)エチル]― ル エチル』アミノ」ピロリジン グセルクマブ及びその製剤  $\frac{1}{S}$ セマグルチド及びその製剤 (+) — (S) —四— [i— (二・三—ジメチルフエ 酢酸 |イル) の三十 四 | (四S) —二— (略) (別名エボカル | |= | (略) 略) (略) エチル」 (略)  $\Xi$ S 略 セト) アミノア (別名レテルモビル) 及びその製 {八―フルオロ―二― R の製剤であつて ピロリジン― m L 中 1 ル (ナフタレン-R フエニル 一H―イミ | | | | | | | | | 四 個中二- $\widehat{S}$ イル 酢 Ŧ 酸

二十一〜五十五の五 二十の三・二十の四 五十五の六 十二~二十の二 十一の十四~十 二・三―ジメチルフエニル)エチル]―一日―イミダゾールとし ニル) エチル] ―一 H―イミダゾール て二○○ μg以下を含有するもの の製剤であつて、一バイアル中(+) (+) - (s)の二十九 (略) 略 —四— [一— (二・三—ジメチルフエ 略 (別名デクスメデトミジン — (S) —四— []—

(新設) 五十五の七 (略) 五十五の七~五十九の七 (略)

六十~六十九の四 (略) 五十九の八~五十九の十一 (略)

(新設)

(新設) というでは、大十九の五~六十九の十二 (略) は、十九の五~六十九の十二 (略)

九十六の二十八 (略)

百十六~百六十九 (略) 」及びその製剤	百十五 トラスツズマブ(遺伝子組換え)[トラスツズマブ後続一	一~百十四 (略)	別表第五(第二百二十八条の十関係)	九十七~百三十六 (略)
百十五~百六十八(略)	(新設)	一 一 ~ 百 十 四 ( 略 )	別表第五(第二百二十八条の十関係)	九十七~百三十六 (略)

附

則

この省令は、 公布の日から施行する。